

リスク管理方針

1 信用リスク

信用リスクとは、一般的には貸出先の倒産等によって元利金の一部またはその全部が回収できなくなるリスクであるが、より広義には信用供与先(貸出先等)の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金庫が損失を被るリスクをいう。ALM上、また損益状況を勘案し、適切なリスクテイクを行う。

最低所要自己資本比率管理上の手法は「標準的手法」とし、信用リスク管理上は、原則として不良債権比率・大口与信先状況・信用集中状況・潜在リスク等をモニタリングするものとする。なお、定期的にストレステストを行う。

2 市場リスク

市場リスクとは金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク要因の変動によって保有する資産(オフバランス資産を含む。)の価値が変動し、金庫が損失を被るリスクをいう。

この中には、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスク等がある。

また、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金庫が損失を被るリスク、いわゆるカントリー・リスク(トランスマネー・リスクともいう。)を含む。

市場リスク管理の手法としては市場VaRを、銀行勘定の金利リスク(IRRB)については金利ショックに対する銀行勘定が有する資産・負債の経済的価値の変動および金利ショックに対する期間収益の変動を計測し、モニタリングする。なお、定期的にストレステストを行う。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。

(2) 為替リスク

保有する外貨建資産・負債の相違により為替相場が変動した時に為替差損が生じ、損失を被るリスクをいう。

(3) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、債券や株式等の有価証券の価格の変動に伴って資産価格が減少ないし損失を被るリスクをいう。

(4) 市場性信用リスク等

有価証券の価格変動には発行体の信用リスクも影響する。「1. 信用リスク」とは区分して市場リスクに市場性信用リスク等を算定する。

3 流動性リスク

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされたりすることによって金庫が損失を被るリスクをいう。

また、この中には資金決済が不能になることによる決済リスクを含むものとする。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク等、以下のリスクをいう。リスク量の測定は、基礎的手法とする。

(1) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金庫が損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより、金庫が損失を被るリスクをいう。

(2) 事務リスク

事務リスクとは、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫または当金庫の子法人等が被るリスクをいう。

(3) リーガルリスク(法務リスク)

リーガルリスクとは、狭義には当金庫または当金庫の子法人等に対する提訴等により損害賠償責任などが生じ当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいうが、広義にとらえコンプライアンス・リスクを含むものとする。

(4) レピュテーションリスク(評判リスク)

当金庫または当金庫の子法人等に対する些細な苦情や風評に端を発して、信用の低下を招いて当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいう。

(5) その他リスク

上記1・2・3および4(1)～(4)以外のリスク。

コンプライアンス態勢

1 コンプライアンス態勢

当金庫は、皆様の大切なご預金をお預りし、地域のおお客様へのご融資を通じて地域経済の発展に貢献するという協同組織金融機関としての社会的責任や公共的使命を果たすための前提となる、法令等遵守を指すコンプライアンス態勢を確立しています。

2 空知信用金庫行動規範

私たちは、金融の円滑化を通じて、利用者保護という公共的使命と広く地域経済、社会の発展に貢献していくという社会的責任を負っている。

このことから、高い自己規律に基づいた健全な業務運営を行い、地域からの一層の信頼を確立するため、行動規範を定めるものとする。

- 1 信用金庫のもつ公共的使命と社会的責任を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 2 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- 3 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 4 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
- 5 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- 6 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 7 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
- 8 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

3 反社会的勢力に対する基本方針

私たちは、空知信用金庫行動規範第8項の下、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の本部各部および全ての営業店には、北海道公安委員会が実施する不当要求防止責任者講習を受講し登録した不当要求防止責任者を配置しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務人事部とし、総務人事部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3 リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的に調査・分析を行い、対応策を見直します。

5 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。